

横須賀中央エリアまちづくり景観協定の概要

1 目的

本協定は、「横須賀中央エリアまちづくりガイドライン」を基本とし、横須賀中央エリアが、にぎやかで楽しい商店街としての魅力を最大限生かせるよう、またどこの街とも違う横須賀の個性を持ったまちづくりができるようにすることを目的とする。

2 運用主体

横須賀中央エリアまちづくり景観協議会（事務局は、横須賀市都市部まちなみ景観課）

3 手続き（3種類）

- (1) 一定規模を超える建築行為等について、事前に協議会との協議を義務付け
- (2) 業種転換・新規出店（延べ面積 1,000 ㎡以下）について、協議会に報告書の届出を義務付け
- (3) 区域内の関係者の有する権利等を承継した場合（3階以上を住宅にする場合を除く）について、協議会に承継届の届出を義務付け

協議対象行為

- (1) 高さが 10m を超える建築物や工作物の建築行為等
- (2) 延べ面積が 1,000 ㎡ を超える建築物の建築行為等や業種転換、新規出店
- (3) 道路の大規模修繕や大規模補修を伴う行為
- (4) 土地・建物の用途を、駐車場・工場・流通倉庫・ガソリンスタンド・ワンルームマンション・風俗営業等とする行為

協議の流れ

